資料５

# 海外における関連するルール整備の動向

# 欧州におけるルール整備等の状況



## 1　EU

- **少数の大規模プラットフォーム**は、ビジネスユーザーとユーザー（消費者）間の**ゲートキーパー(GK)として、**コア・プラットフォームサービスで**複合的なエコシステムを構築**し、**EU域内で強固で永続的な地位を享受。ゲートキーパーの不公正な行動**は、関連する**コア・プラットフォームサービスの競争に悪影響**を及ぼすおそれ。
- **ゲートキーパー**は、必ずしも市場支配的なプレーヤーではないこと等のため、**TFEU102条（市場支配的地位の濫用）を適用できない可能性**があり、適用できる場合でも、常に適時・効果的に介入できるわけではない。

**□ デジタル・マーケッツ法案(DMA)(2020年12月)　　※閣僚理事会及び欧州議会で審議中**

- EU域内のデジタルにおいて、競争的(contestable)で公正な(fair)市場を確保するため、①規制対象となる**ゲートキーパーの要件**を定めるほか、②ゲートキーパーに対し、様々な義務(**自己優遇、利用強制（抱き合わせ）、データ活用関連の禁止行為、相互運用性の確保**)を規定。

## 2　ドイツ

- **デジタルプラットフォーム事業者の濫用行為**について競争当局による**監視強化が必要。**デジタルプラットフォーム事業者は個々の市場で市場支配的地位を有しているとは限らず、**より効果的な規制を行うためのツールが必要。**

**□ 改正競争制限禁止法(第10次)　※2021年１月施行**

- **複数の市場をまたぐ競争について決定的な重要性**(paramount significance for competition accoss markets)を有する企業による濫用行為(**自己優遇、利用強制（抱き合わせ）、データ活用関連等**)に関する規定を新設。

## 3　英国

- **少数のデジタル企業にかつてないほどの力が集中**していることが、**イノベーションや成長の妨げ**にとなっており、**現行の競争ルール**は**少数のデジタル企業の実質的で強固な市場支配力によるシステミックな弊害に対処できない。**

**□ デジタル市場における競争促進のための新制度(2021年７月)**(政府が議会に提出したコンサルテーションペーパー)

- 問題に迅速に対応するため競争・市場庁にDMU(Digital Market Unit)を設置。**少なくとも１つのデジタル活動において実質的かつ継続的な市場支配力が特に広範又は重大**である企業を**戦略的地位(strategic market status)を有する企業(SMS企業)**と指定し、SMS企業に対し、**義務的な行為規範(code of conduct)**や**競争促進的介入(pro-competitive intervention: PCI)**の対象とすること等が提案。

# 米国におけるルール整備等に関する状況



## □ 米議会下院司法委員会・反トラスト小委員会の提言（抜粋）

巨大プラットフォーム企業に対し

- ➢ 非差別的な取扱いの義務付け（自己優遇の禁止等）
- ➢ 相互互換性及びデータ・ポータビリティの確保
- ➢ 支配的なプラットフォーム事業者の構造分離及び隣接する事業の禁止

等を提言

## □ 下院提出法案（デジタルパッケージ４法案）※2021年６月委員会通過

| 法　　案 | 内　　容 |
|---|---|
| ① American Choice and Innovation Online Act<br>**【選択・イノベーション法案】** | 巨大プラットフォーム企業による、**不当な自己優遇**、自社OS等への**不当なアクセス制限**、プレインストールされたアプリの**アンインストールやデフォルト設定の変更の不当な制限等の禁止** |
| ② Augmenting Compatibility and Competition by Enabling Service Switching Act (ACCESS ACT)<br>**【相互運用性・競争強化法案】** | 巨大なプラットフォーム企業について、**データポータビリティと相互運用性の実現を義務付け** |
| ③ Ending Platform Monopolies Act<br>**【プラットフォーム独占根絶法案】** | 巨大なプラットフォーム企業による、**利益相反**をもたらすような事業活動の禁止 |
| ④ Platform Competition and Opportunity Act<br>**【プラットフォーム競争・機会法案】** | **M&Aが合法であることの挙証責任**を巨大なプラットフォーム企業側に**転換** |

## □ 上院提出法案　　※委員会審議中

| 法　　案 | 内　　容 |
|---|---|
| ① American Innovation and Choice Online Act<br>**【イノベーション・選択法案】** | 巨大プラットフォーム企業による、競争制限的な**不当な自己優遇**、自社OS等への**不当なアクセス制限**、プレインストールされたアプリの**アンインストールやデフォルト設定の変更の不当な制限等の禁止** |
| ② Open App Markets Act<br>**【オープン・アプリ・マーケッツ法案】** | 巨大なプラットフォーム企業のアプリストアに対し、**自社決済システム利用の義務付け等の禁止** |

**※下院でも同旨の法案が提出されている。**

# 米国における制度の概要



## ロ 売上高基準・ユーザー数基準が数値で示されているもの

| | 規制対象の定義 | 売上高基準・ユーザー数基準等 |
|---|---|---|
| EU ：DMA | <u>**ゲートキーパー【3条1項】**</u><br>• コア・プラットフォーム・サービスの提供者は、以下の3要件を満たす場合、欧州委員会によりゲートキーパーに指定(２年ごとに見直し）。<br>(a) **EU域内市場に重大な影響**を与えている。<br>(b)ビジネスユーザーが最終需要者に到達するための**重要なゲートウェイとなるコア・プラットフォーム・サービスを運営**している。<br>(c)当該事業者が、その事業において**固定され、持続した地位**にある、又は近い将来、そのような地位を享受することが予想される。<br>**〇コア・プラットフォーム・サービス**（a.オンライン仲介、b.オンライン検索、c. SNS、d.ビデオ共有サービス、e.番号不要対人コミュニケーションサービス、f. OS、g.クラウド、h.デジタル広告）【2条(2)】 | <u>**売上高基準**</u><br>• **過去３年度**におけるEU域内の**年間売上高が65億ユーロ以上**又は**前年**における**平均時価総額等が650億ユーロ以上**であって、**３か国以上**のEU加盟国において**コア・プラットフォーム・サービスを提供**（**(a)の要件**を満たすと推定）【3条2項(a)】<br><u>**ユーザー数基準**</u><br>• **前年度**において、EU域内の**アクティブエンドユーザー数が月間4500万人以上**、かつ**アクティブビジネスユーザーが年間１万社以上**（**(b)の要件**を満たすと推定）<br>• 上記条件を**過去３年度の各年度において満たす**場合は、**(c)の要件**を満たすと推定される。）【3条2項(b)(c)】 |
| **米国：下院パッケージ４法案、上院イノベーション・選択法案**<br><br>※条項の番号は選択・イノベーション法案のもの | <u>**対象プラットフォーム(covered platform operator)【2条g項(4)】**</u><br>• FTC又は司法省は、一定の要件を満たすオンライン・プラットフォームを対象プラットフォームに指定(期間：10年)※ ［※上院法案は７年］<br>**〇オンライン・プラットフォーム【2条g項(10)】**<br>以下の3条件を満たすウェブサイト、オンライン・アプリ、モバイル・アプリ、OS、デジタル・アシスタント又はオンライン・サービス<br>(A) ユーザーが、プラットフォーム上の他のユーザーが閲覧できるコンテンツを生成し、又は、プラットフォーム上の他のコンテンツと相互作用する(interact)ことを可能にすること。<br>(B) プラットフォームが支配していない消費者又は事業者との間で、アプリを含む商品若しくはサービスの提供、販売、購入、決済又は配送を支援すること。<br>(C) 大量の情報にアクセスしたり表示したりするユーザーの検索又は問合せを可能にすること。 | <u>**売上高基準**</u><br>• **年間純売上高又は時価総額が6000億ドル超※**【2条g項(4)(B)(ii)】［※上院法案は5000億ドル超］<br><u>**ユーザー数基準**</u><br>• 米国において**月当たり5000万人以上のユーザー**（又は**10万人以上のビジネスユーザー**）【2条g項(4)(B)(i)】<br><u>**その他の基準**</u><br>• **オンラインプラットフォーム上**で提供される、又はオンラインプラットフォームに直接関連する**製品**若しくは**サービスの販売、提供をする事業者にとって重要な取引相手**となっている（例：他の企業によるユーザーへのアクセスを制限し又は妨げる能力を有する等）<br>【2条g項(4)(B)(iii)、同項(6)】 |
| **米国：上院オープン・アプリ・マーケッツ法案** | <u>**対象会社(covered company)**</u><br>• 一定の要件を満たすアプリストアを所有又は管理する者【2条(3)】<br>**〇アプリストア(app store)**<br>第三者の開発者から提供されたアプリを、コンピュータ、モバイル機器、又はその他の汎用計算機のユーザーに配布する、公開されたウェブサイト、ソフトウェアアプリケーション、又はその他の電子サービス【2条(3)】 | <u>**売上高基準**</u><br>• なし<br><u>**ユーザー数基準**</u><br>• 米国内に**5000万人超のユーザー**【2条(3)】 |

# 各国おける規制対象の捉え方②



## □ 定性的な基準のみ示されているもの

| | 規制対象の定義 | 備考 |
|---|---|---|
| **ドイツ：改正競争制限禁止法(第10次)** | **複数市場をまたぐ競争について決定的な重要性(paramount significance for competition across markets)を有する事業者**【19a条1項】<br>• 連邦カルテル庁は、以下の考慮事項を勘案して、規制対象事業者を行政処分により決定。期間は５年。<br><br>**〇考慮事項**<br>①**一又は複数の市場で支配的な地位**を有しているか<br>②**財政力(資金力)又は他のリソースへのアクセス**の程度<br>③**垂直統合や関連市場における活動**の程度<br>④競争上機微な**データへのアクセス**の程度<br>⑤**第三者が**購入市場及び販売市場へ**アクセスする上での事業活動の重要性**及び**第三者の事業活動への影響**の大きさ | • 連邦カルテル庁は、Facebook（2021年1月28日）、Amazon（2021年5月18日）、Google（2021年5月25日）、Apple（2021年6月21日）に対して指定のための調査を開始している。<br><br>（現在の運用に鑑みると、個別事件調査の一環として19a条の対象事業者であるかの調査を行っているとみられる。） |
| **英国：デジタル市場における競争促進のための新制度(2021年７月))** | • **DMUが戦略的市場地位（strategic market status）にある事業者を指定（SMS事業者）**。期間は5年【Part3の各パラ】<br><br>• **戦略的地位**とは、**企業の実質的かつ継続的な市場支配力**が、特に**広範又は重大である可能性が高い場合**をいう。<br>（実質的な市場支配力）ある企業が供給する商品サービスについて、ユーザー側に当該企業に代替し得る企業を見つけることが難しく、新規参入や他の企業の事業拡大の見込みがない。<br>（継続的な市場支配力）獲得された市場支配力が継続し、短期的・中期的に競争が期待できない。【パラ60~65】<br><br>**〇SMS認定に当たっての考慮事項**【パラ68】<br>①ある活動において、**非常に大きな規模(very significant size or scale)**に到達しているか、②**消費者にとって重要なアクセスポイント**となっているか、③企業がその**活動を利用して、当該活動における市場支配力をさらに維持・強化**できるか。**他の活動の範囲を広げる**ことができるか、④「**ゲームのルール**」**を決定**するために、**その活動を利用**できるか | ― |

# 欧州おけるルールの枠組み



## □ EU: DMA

| ルールの概要 | ルールを機能させる仕組み |
| --- | --- |
| • ゲートキーパーの義務 は、**自動的に適用される義務**【5条】と**義務遵守のための措置を特定した上で適用される義務**【6条】に分類（個別の例外的状況や公益的理由によりゲートキーパーの義務を免除される場合あり【8条、9条】）<br>• **ゲートキーパーの義務違反**は、**行為の差止め、制裁金等の対象**【25、26条】になるほか、ゲートキーパーの組織的な義務違反とそのゲートキーパーとしての地位を強化又は拡大していることが認められた場合、**行動的措置や構造的措置の対象となる可能性**【16条】<br>• このほか、緊急の場合の**暫定措置**【22条】、ゲートキーパーが申し出た問題解消措置が適切な場合にとられる**確約措置**【23条】の対象 | • **第6条の義務を遵守するための措置**について、**ゲートキーパーと欧州委員会の間の対話の枠組み**【7条】<br>• 欧州委員会が、ゲートキーパーの指定、組織的な義務違反の有無、新しいコア・プラットフォームサービス・市場慣行を調査するために行う**市場調査**【14～17条】<br>• このほか、この規則を施行するために与えられた欧州委員会の権限として、①情報提供要求【19条】、②同意を得た者に対するインタビューの実施【20条】、③立入検査【21条】、④この法律の義務や実施すべきとされた措置の**履行状況の監視**【24条】 |

## □ ドイツ: 競争制限禁止法

| ルールの概要 | ルールを機能させる仕組み |
| --- | --- |
| • 「複数市場をまたぐ競争について決定的な重要性を有する企業」による濫用行為を禁止。当該企業の行為が**客観的に正当化される場合は禁止されないが、その立証責任は企業側**が負担【19a条2項】<br>• 対象となる企業の禁止行為が認められる場合、**禁止決定**【32条】、**暫定措置**【32a条】、**確約決定**【32条b】の可能性 | • 連邦カルテル庁は、必要な全ての調査を行い、証拠を収集することが可能（具体的には、報告徴収権、帳簿書類の閲覧・検査権、裁判所の令状に基づく捜索権、押収権が付与）【57条等】 |

## □ 英国:デジタル市場における競争促進のための新制度

| ルールの概要(提案ベース) | ルールを機能させる仕組み(提案ベース) |
| --- | --- |
| • ①公正取引(Fair Trading)、②オープンな選択肢(Open Choice)、③信頼と透明性(Trust and Transparency)の３つの目的から導かれる原則(Principles)を法律で定め、DMUはこの原則に従って、**SMS企業ごとに法的拘束力のある行為規範(Code of Conduct)を策定し、義務内容を明確化**【パラ83、90】<br>• SMS企業の義務違反が認められる場合、**是正措置**、一定の**金銭的措置**のほか、緊急の場合における**暫定措置**の可能性【パラ98、127】<br>• このほか、DMUが**SMS企業の実質的で定着した市場支配力の根本原因に対処する必要**があると認めた場合、当該SMS企業は、相互運用性の確保、機能分離等の**競争促進的介入(PCI)**の対象となる可能性【パラ102～104】 | • **参加型アプローチ***と**正式な権限行使の組み合わせ**、過度な規制負担の回避を図るとともに、ルールの実効性の確保を両立<br>• DMUに対し、CMAに認められているのと同水準の情報収集権限(文書提出要求(データ、内部文書、説明文書等)、事情聴取のための出頭要請、立入検査等）を付与<br>(参加型アプローチ*：DMUがと全ての関係者と建設的に関与し、助言や非公式の関与を通じて問題を解決するというもの) |

# 米国におけるルールの枠組み



## ロ 選択・イノベーション法案（下院）、イノベーション・選択法案（上院）

| ルールの概要 | ルールを機能させる仕組み |
|---|---|
| • 両法案とも、対象プラットフォームによる**不当な自己優遇**、自社OS等への**不当なアクセス制限**、プレインストールされたアプリの**アンインストールやデフォルト設定の変更の不当な制限等の禁止**等を規定<br>• **イノベーション・選択法案（上院）**は、選択イノベーション法案（下院）と比較すると、対象プラットフォームに課される**義務がより限定的**。例えば、以下のとおり。<br>①自己優遇、排他的行為及び差別的取扱い（**競争制限的なものに限定**）<br>②アンインストール制限、デフォルトの変更の禁止（**対象プラットフォームの機能・安全に必要でない場合に限定**）<br>③ユーザーへのアクセス方法の制限、ユーザーの価格設定の制限（義務から除外）<br>• 両法案とも、禁止行為について、**対象プラットフォーム側の反証についての規定**があるが、要件に若干の差異がみられるほか、立証に必要とされる証明の水準が異なっており、**上院法案の方が対象プラットフォームの反証が容易**な規定となっている。（→スライド15）<br>• 両法案とも、違反者を**民事制裁金**、**差止命令**の対象とするほか（→スライド17）、**緊急の場合の一時差止め**(temporary injunction)請求に【下院法案：2条i項、上院法案2条j項】ついて規定 | • 執行当局（連邦取引委員会、司法省及び州司法長官）は、**クレイトン法及びFTC法に規定されているのと同一の権限をもって、本法の執行**を行うことができる旨を規定【下院法案：2条h項(1)、上院法案2条】 |

## ロ オープン・アプリ・マーケッツ法案（上院）

| ルールの概要 | ルールを機能させる仕組み |
|---|---|
| • 対象会社が、自社のアプリストア内における不当な**自社アプリの優遇、自社決済システム利用の義務付けの禁止**等を規定<br>• 禁止行為に係る対象会社の反証については、明確かつ説得力のある証拠により(by clear and convincing evidence)証明が必要（→スライド15）<br>• 5条a項(1)の規定により、執行当局は、民事制裁金や行為の差止め等を求め訴えの提起が可能 | • 上記と同様 【5条a項(1)】 |

## ロ 相互運用性・競争強化法案（下院）

| ルールの概要 | ルールを機能させる仕組み |
|---|---|
| • 対象プラットフォームに**データポータビリティと相互運用性の実現を義務付け**【3、4条】<br>• 違反者は民事制裁金、差止命令の対象（→スライド17） | • 連邦取引委員会は、対象プラットフォームがデータポータビリティと相互運用性の義務を履行するために必要な基準を公表【6条c項】<br>• 連邦取引委員会は、これらの義務の遵守状況を定期的に評価【6条d項】<br>• 連邦取引委員会内に技術委員会を設置（技術委員会はこれらの義務の実施や技術面に関する連邦取引委員会の検討を支援）【7条a項】 |

# 義務の内容①【エコシステム内のルール設定・運用（自己優遇等）】



●以下では、法案があるものや改正法が施行済のものを取り上げる。

## ロ 自己優遇等*

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>イノベーション・選択法案（上院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案（上院） |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己優遇 | ●ランキングにおいて、第三者の同様の製品等と比較して、自社製品等をより有利に取り扱うことを控え、公正かつ非差別的な条件を適用すること【6条1項(d)】 | ― | ●他のビジネスユーザーの製品等よりも自社の製品等を有利にすることの禁止【2条a項(1)】<br><br>●検索、ランキング等のインターフェースにおいて、他のビジネスユーザーの製品等よりも自社製品等を有利に扱うことの禁止【2条b項(7)】 | ●対象プラットフォーム上での競争を著しく(materially)害することとなる方法で、他のビジネスユーザーの製品等よりも自社の製品等を不公正に優遇にすることの禁止【2条a項(1)】<br>●検索、ランキング等のインターフェースにおいて、全てのビジネスユーザーを中立・公正・無差別に扱うことを義務付ける基準の下での取扱いと比較して、他社製品等よりも自社製品等を有利に扱うことの禁止【2条b項(6)】 | ●アプリストアにおいて、対象会社又はそのビジネスパートナーのアプリを他のアプリよりも不当に優先したり、ランク付けしたりして、アプリを不平等に扱ったりすることの禁止【3条e項】 |
| 排他的行為 | ― | ― | ●他のビジネスユーザーの製品等を排除したり、自社の製品等と比較して、不利益を与えたりすることの禁止【2条a項(2)】 | ●対象プラットフォーム上での競争を著しく害することとなる方法で、他のビジネスユーザーの製品等の競争力を不公正に制限することの禁止【2条a項(2)】 | ― |
| 差別的取扱い | ― | ― | ●ビジネスユーザー間の差別的取扱いの禁止【2条a項(3)】 | ●対象プラットフォーム上での競争を著しく害するおそれがある方法で、利用規約の適用等におけるビジネスユーザー間の差別的に取り扱うことの禁止【2条a項(3)】 | ― |

※「デフォルト設定・プリインストール」、「データの取得・活用」及び「データ・諸機能へのアクセス」に係るものは除く。

# 義務の内容②【エコシステム内のルール設定・運用(利用強制(抱き合わせ)等】



## □ 利用強制（抱き合わせ）・ユーザーへのアクセス方法の制限

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）

| | EU DMA | ドイツ 競争制限禁止法 | 米国 選択・イノベーション法案（下院） | 米国 イノベーション・選択法案（上院） | 米国 オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| **利用強制（抱き合わせ）** | ●ビジネスユーザーがコア・プラットフォーム・サービスを用いて提供するサービスにおいて、ゲートキーパーのＩＤサービスの利用、提供又は相互運用を要求しないこと【5条(e)】<br>●ビジネスユーザー又はエンドユーザーに対し、コア・プラットフォーム・サービスへのアクセス等の条件として、他のコア・プラットフォーム・サービスへの加入等を要求しないこと【5条(f)】 | ●対象事業者が地位を急拡大できる市場において、以下のような競争者を妨害する行為を禁止【19a条2項3号】<br>a.当該事業が提供するサービスに必要ない別のサービスを自動的に結びつけ、十分な選択権を与えないこと<br>b.サービスの利用を、当該事業者の別サービスの利用を条件とすること | ●対象プラットフォームへのアクセスや配置の優遇について、対象プラットフォームが提供する他の製品又はサービスの購入又は使用を条件付けることの禁止【2条b項(2)】 | ●対象プラットフォームへのアクセスや配置の優遇について、対象プラットフォーム自体の一部ではない又は本質的ではない対象プラットフォームが提供する他の製品・サービスの購入又は使用を条件付けることの禁止【2条b項(2)】 | ●アプリストアでの配布又はOS上でのアクセスの条件として、対象会社又はそのビジネスパートナーが所有又は管理するアプリ内課金システムの使用を開発者に要求することの禁止【3条a項(1)】※ |
| **ユーザーへのアクセス方法の制限** | ●ビジネスユーザーがコア・プラットフォーム・サービスを通じて獲得したエンドユーザーに対し、当該コア・プラットフォーム・サービス以外の手段で、販売活動や契約締結を可能とすること、エンドユーザーが、自社のコア・プラットフォーム・サービス以外の手段でコンテンツ等を入手した場合でも、それらをコア・プラットフォーム・サービスを通じてアクセス・利用できるようにすること【5条(c)】 | ●対象事業者が市場へのアクセスにとって重要性を有する場合に、以下のような他の事業者の事業活動を妨害する行為の禁止【19a条2項2号】<br>b.他の事業者が製品等を広告することやエンドユーザーに別チャネルを通じてアクセスすることを妨害したり、より困難にすること | ●ビジネスユーザーが、対象プラットフォーム上で情報を伝達したり、利用者にハイパーリンクを提供したりすることを制限又は妨害することの禁止【2条b項(6)】 | — | ●価格条件、製品又はサービスの提供などの合法的なビジネス・オファーに関して、アプリを通じた開発者とアプリのユーザとのコミュニケーション又はユーザへの直接の働きかけに制限を課すことの禁止【3条b項】 |

※参考　韓国：改正電気通信事業法(2021年9月施行)
●アプリストア運営者が、①アプリ内課金において特定の支払い方法を強制すること、②アプリの審査を不当に遅延させること、③不当にアプリを削除することを禁止

## □ 価格その他の取引条件の制限

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>イノベーション・選択法案（上院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| **価格その他の取引条件の制限** | ●ビジネスユーザーが、第三者のオンライン仲介サービスを通じて、同じ商品又はサービスを、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供されるものとは異なる価格又は条件でエンドユーザーに提供することを許可すること【5条(b)】 | ― | ●ビジネスユーザーの商品又はサービスの価格設定を制限又は妨害することの禁止【2条b項(8)】 | ― | ●アプリストアでの配信条件として、価格設定条件又は販売条件が、他のアプリストアにおける条件と同等又はそれ以上に有利であることを要求することの禁止【3条a項(2)】<br>●他のアプリ内課金システム又は他のアプリストアで異なる価格設定条件又は販売条件を使用又は提供するデベロッパーに対して、懲罰的措置又はその他の方法で不利な条件を課すことの禁止【3条a項(3)】 |

# 義務の内容④【デフォルト設定・プリインストール】



## □ デフォルト設定・プリインストール

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）、○：義務事項

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>イノベーション・選択法案（上院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| デフォルト設定・プリインストール | ●エンドユーザーがプリインストールされたアプリを削除できるようにすること（OSやデバイスに必須のものを除く。）【6条1項(b)】<br><br>○ハードウェアやOSの完全性が損なわれない限り、第三者のアプリやアプリストアのインストールと使用ができるようにすること【6条1項(c)】<br><br>●ゲートキーパーが提供するOSを通じてアクセスするアプリやサービスをエンドユーザーが切り替えることを、技術的に制限しないこと【6条1項(e)】 | ●対象事業者が市場へのアクセスを仲介する場合に、以下のような自社製品等を他の事業者の製品等より優遇する行為の禁止【19a条2項1号】<br>a.表示において自社製品等を優遇すること<br>b自社製品等のみをプリインストールすること<br><br>●対象事業者が市場へのアクセスにとって重要性を有する場合に、以下のような他の事業者の事業活動を妨害する行為の禁止【19a条2項2号】<br>a.自社製品等を独占的にプリインストールしたり、統合したりすること | ●プレインストールされたアプリのアンインストールやデフォルトの変更を制限することの禁止【2条b項(5)】 | ●対象プラットフォームの機能又は安全のために必要でないにも関わらず、プレインストールされたアプリのアンインストールやデフォルトの変更を実質的に制限することの禁止【2条b項(5)】 | ○アプリストアを運営するOS又はOSの構成を管理する対象会社は、当該OSのユーザーが以下のことを容易に行える手段を提供しなければならない【3条d項】<br>・ 第三者のアプリケーション又はアプリストアを、そのアプリケーション又はアプリストアに適したカテゴリのデフォルトとして選択すること【3条d項(1)】<br>・第三者のアプリ又はアプリストアをアプリストア以外の方法でインストールすること【3条d項(2)】<br>・アプリストアの所有者又はそのビジネスパートナーが提供又はプリインストールしたアプリ又はアプリストアを非表示又は削除すること【3条d項(3)】 |

参考：豪州の動き（ACCCのデジタルプラットフォームに関する市場調査の第三次中間報告書：2021年10月28日公表）

- 一般検索における競争と消費者の選択を改善するため、ACCCに対し、検索エンジンの選択画面の実装の義務付け等のルールの策定権限を認めるよう提言（2022年以降、提案に係る協議が行われる見込み）

# 義務の内容⑤【データの取得及び活用(取得データの利用制限等)】



## ロ 取得データの利用制限等

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）、〇：義務事項

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>相互運用性・競争強化法案（下院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取得データの利用制限 | ●コア・プラットフォーム・サービスから得られた個人データと他のサービス等から得られた個人データを統合しないこと【5条(a)】<br><br>●コア・プラットフォーム・サービスを使用した際にビジネスユーザー等により生成・提供された非公開データを、当該ビジネスユーザーとの競争において使用しないこと【6条1項(a)】 | ●対象事業者が以下のような方法で、収集した競争に関連するデータを処理することで、市場参入の障壁を作り出したり、著しく高めたり、その他の方法で他の事業を妨げること禁止【19a条2項4号】<br>a.データの処理方法、処理目的について十分な選択肢を提示することなく、当該事業者又は第三者が提供する他のサービスから得られるデータの処理に利用者が同意することを条件としてサービスを提供すること<br>b.事業者から受け取った競争上重要なデータを処理方法、処理目的について十分な選択肢を提示せずに、当該事業者への自社サービスの提供に必要な目的以外で処理すること | ●対象プラットフォーム自身の製品又はサービスを供給するため、ビジネスユーザー又はその顧客の活動等によって得られた非公開データであって、当該対象プラットフォームのユーザーとビジネスユーザーとの相互作用によって得られたものを利用することの禁止【2条b項(3)】<br><br>※イノベーション選択法案（上院）では、ビジネスユーザーの製品等と競合する自社の製品又はサービスを供給する場合に限定して、上記の趣旨を規定【2条b項(3)】 | ●対象プラットフォームは、ビジネスユーザーから取得したユーザーデータ等を、当該情報の保護及びセキュリティ、サービスの相互運用性の維持を目的とする場合を除き、収集、使用又は共有してはならない。【4条f項】 | ●第三者のアプリから得た非公開のビジネス情報を、当該アプリと競合する目的で使用することの禁止【3条c項】 |
| 不合理なデータ移転の要求 | — | ●製品やサービスの提供のために必ずしも必要でないにも関わらず、データや権利の移転を要求するなど、要求の理由に照らして不合理な利益を要求する行為の禁止【19a条2項7号】 | — | — | — |

# 義務の内容⑥【データの取得及び活用(データポータビリティの確保)】



## ロ データポータビリティの確保

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）、〇：義務事項

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>相互運用性・競争強化法案（下院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| **データポータビリティの確保** | 〇データポータビリティを可能にするツールをエンドユーザーに提供すること【6条1項(h)】 | ●製品やサービスの相互運用性やデータポータビリティを拒否したり、より困難にしたりして、競争を阻害することの禁止【19a条2項5号】 | ●ビジネスユーザーが、ビジネスユーザーの製品又はサービスとの相互作用を通じたビジネスユーザー又はその顧客の活動によりプラットフォーム上で生成されたデータにアクセスすることを、ビジネスユーザーが他のシステム又はアプリケーションへのビジネスユーザーのデータポータビリティを妨げる契約上又は技術上の制限を設けるなどして、制限又は妨害することの禁止【2条b項(4)】<br><br>※イノベーション・選択法案（上院）にも同様の規定が置かれている【2条b項(4)】。 | 〇データをユーザーに、又はユーザーの同意を得て、ユーザーの指示によりビジネスユーザーに安全に転送することを可能にする、第三者がアクセス可能な透明性のある一連のインターフェースを維持する義務【3条a項】<br>〇対象プラットフォームから転送されたユーザーデータを受け取る競合事業者に対するデータの保護・セキュリティに係る義務【3条b項】 | ― |

## □ 諸機能へのアクセス・相互運用性の確保

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）、○：義務事項

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>相互運用性・競争強化法案（下院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| **諸機能へのアクセス・相互運用性の確保** | ○ビジネスユーザー及び付随サービス（ancillary service）の提供者に対し、ゲートキーパーが付随サービスを提供する場合と同様に、OS、ハードウェア又はアプリの機能に関するアクセス及び相互運用性を認めること【6条1項(f)】<br><br>●ビジネスユーザーのアクセスにつきアプリストアへの公正かつ非差別的な条件を適用すること【6条1項(k)】 | ●製品やサービスの相互運用性やデータポータビリティを拒否したり、より困難にしたりして、競争を阻害することの禁止【19a条2項5号】（再掲） | ●対象プラットフォーム自身の製品、サービス、又は事業へ利用可能な同一のプラットフォーム、OS、ハードウェア及びソフトウェアの機能に、ビジネスユーザーがアクセス又は相互運用するための能力を制限又は妨害することの禁止【2条b項(1)】<br>※イノベーション選択法案（上院）では、ビジネスユーザーの製品等と競合する対象プラットフォームの製品等に限定して、上記の趣旨を規定【2条b項(1)】<br><br>●ビジネスユーザー、ビジネスユーザーの顧客や利用者が、製品やサービスを相互運用したり接続したりすることを制限又は妨害することの禁止【2条b項(9)】<br>※イノベーション選択法案（上院）では、上記の趣旨の規定はない。 | ○競合事業者との相互運用性を促進・維持するために、第三者がアクセス可能で透明性のある一連のインターフェースを整備する義務【4条a項】<br>○対象プラットフォームの相互運用性インターフェースにアクセスする競合事業者に対するデータ保護・セキュリティに係る義務【4条b項】<br>○相互運用性インターフェースに影響を与える可能性のある変更を行う場合、連邦取引委員会に対して承認申請を行う義務【4条e項(1)】 | ●OS、インターフェース、開発情報、ハードウェアおよびソフトウェア機能へのアクセスは、適時に、対象会社又はそのビジネスパートナーが提供する類似のアプリ又は機能によるアクセスと同等又は機能的に同等の条件で、開発者に提供する義務【3条f項】 |

# 義務の内容⑧【データ・諸機能へのアクセス(データへのアクセスの確保)】



## ロ データへのアクセス確保

●：禁止事項（禁止と義務が表裏一体のものは禁止と分類）、○：義務事項

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>相互運用性・競争強化法案（下院） | 米国<br>オープン・アプリ・マーケッツ法案 |
|---|---|---|---|---|---|
| データへのアクセスの確保 | ○ビジネスユーザーに対し、自身がコア・プラットフォーム・サービスを利用することによって生成・提供されたデータへのアクセス等を無償で許可すること【6条1項(i)】<br>○他のオンライン検索エンジンの提供者の求めに応じて、ゲートキーパーが提供する検索エンジンを利用することで生成されたランキング、クエリ（検索ワード）、クリック及び閲覧データへのアクセスについて、匿名性を確保した上で、公正、合理的かつ非差別的な条件により提供すること【6条1項(j)】<br><br>※上記のほかデジタル広告について規定（欄外参照） | ●他の事業者にサービスの品質等について不十分な情報を与えるなど、他の事業者がサービスの価値を評価することを困難にすることの禁止【19a条2項6号】 | — | — | — |

※○広告主及びパブリッシャーからの要求に応じて、広告主及びパブリッシャーが支払った対価、パブリッシャーに対して支払われた掲載料を提供すること【5条(g)】
○広告主及びパブリッシャーからの要求に応じて、広告の検証に必要な情報等へのアクセスを無償で提供すること【6条1項(g)】

# 反証可能性等



- それぞれの法案・法律には、一定の要件をみたす場合、規制の対象となるプラットフォーム事業者の義務を免除したり、義務を適用しない旨の規定がある。この場合、事業者側において、要件を満たすことを立証することが必要。

| | 規定の内容 |
|---|---|
| EU ：DMA | • ゲートキーパーは、欧州委員会に対し、5条又は6条の義務の履行の全部又は一部の停止を請求できる。欧州委員会は、義務の履行によって、ゲートキーパーの存続が危うくなると認める場合に、義務の全部又は一部を停止することを決定できる。この決定は完全に理由のある要請後３か月以内に行われ、１年ごとに決定の見直しを行わなければならない。【8条1項、2項】<br>• 欧州委員会は、ゲートキーパーからの理由のある請求又は自らの発意に基づき、①公衆道徳、②公衆衛生、③公共の安全を理由に、5条又は6条に規定される義務の免除を決定できる。この決定は完全に理由のある要請後３か月以内に行われなければならない。【9条1項、2項】 |
| ドイツ：競争制限禁止法 | • 行為が客観的に正当化される場合は禁止されないが、その立証責任は事業者側が負う【19a条2項】。 |
| 米国：選択・イノベーション法案（下院） | • 2条a項及びb項に規定する行為については、事業者側が下記(A)又は(B)を満たすことを明確かつ説得力のある証拠により(by clear and convincing evidence)証明した場合は適用されない。<br>(A) 当該行為が、ビジネスユーザーの合法的な活動を制限又は阻害することにより、競争プロセスに害を及ぼすことがない場合<br>(B) 当該行為が、以下のいずれかの目的のために、狭く策定されたもので、より差別的でない手段では達成できず、口実ではなく(nonpretextual)、必要なものである場合<br>(i)連邦法又は州法の違反を防止し、遵守すること。<br>(ii)利用者のプライバシー又はその他の非公開データを保護すること。【2条c項】 |
| 米国：イノベーション・選択法案（上院） | • ２条a項が規定する行為については、事業者側が下記を満たすことを証拠の優越により(by a preponderance of the evidence)証明した場合は適用されない。<br>当該行為が、以下のいずれかの目的のために狭く策定されたもので、口実ではなく(nonpretextual)、必要な場合<br>(i)連邦法又は州法の違反を防止し、遵守すること。<br>(ii)利用者のプライバシー又はその他の非公開データを保護すること。<br>(iii)対象プラットフォームのコア機能の維持・拡大に必要であること 【2条d項(1)】<br>（※違反の要件である競争を阻害することとなる又はそのおそれの立証は、原告（当局）側が負担）。<br>• ２条b項に規定する違反行為については、事業者側が下記(A)又は(B)を満たすことを証明した場合は適用されない。<br>(A) 当該行為が、ビジネスユーザーの合法的な活動を制限又は阻害することにより、競争プロセスに害を及ぼすことがない場合<br>(B) 当該行為が、以下のいずれかの目的のために、狭く策定されたもので、より差別的でない手段では達成できず、口実ではなく(nonpretextual)、必要なものである場合<br>(i)連邦法又は州法の違反を防止し、遵守すること。<br>(ii)利用者のプライバシー又はその他の非公開データを保護すること。<br>(iii)対象プラットフォームのコア機能の維持・拡大に必要であること。 【2条d項(2)】 |

# 反証可能性等（つづき）



| | 規定の内容 |
|---|---|
| **米国：上院オープン・アプリ・マーケッツ法案** | • 以下の行為である場合には適用されない。<br>・ユーザーのプライバシー、セキュリティ、又はデジタルセーフティを実現するために必要な行為であること。<br>・スパムや詐欺を防止するために行われる行為であること。<br>・連邦法又は州法の違反を防ぎ、これを遵守するために行われる行為であること。　【4条a項】<br><br>• 4条a項に該当する場合、対象会社は、以下の要件を満たしていることを明確かつ説得力のある証拠により(by clear and convincing evidenceにより証明する必要がある。<br>・対象会社又はそのビジネスパートナーのアプリおよび他のアプリに、一貫して適用されていること<br>・第三者のアプリ、アプリ内課金システム、又はアプリストアを排除したり、不必要又は差別的な条件を課したりするための口実として使用されていないこと<br>・差別的ではなく、技術的に可能な手段を用いて実現できない、狭義のものであること　【4条b項】 |

# 違反に対する措置①（違反行為の差止め・制裁金等）



**□ 違反者に対する措置としては、違反行為の差止め等のほか、制裁金や過料といった金銭的措置が盛り込まれている。**

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案等（下院） | 米国<br>プラットフォーム独占根絶法案（下院） | 米国<br>イノベーション・選択法案等（上院） |
|---|---|---|---|---|---|
| **違反行為の差止め・制裁金等** | • ５条又は６条の義務に違反したゲートキーパーに対して、違反行為の取りやめ等を命じること、及び前年度の全世界売上の最大10%の制裁金を賦課することができる<br>【25条、26条】 | • 19a条2項に違反する行為は過料の対象とはされていない【81条2項1号】<br>• 19a条2項に違反する行為に対する連邦カルテル庁の命令に従わない場合は過料の対象となる【81条2項2号】<br>• 総売上高の最大10%の過料【81c条2項】 | • 違反者は、以下のいずれか大きいほうを上限とする民事制裁金が課される。<br>①前年の米国内売上高の15%<br>②違法行為期間中の対象事業分野における米国内売上高の30%　【2条f項(1)】<br>• 違反者は、違反行為に関し現状回復(Restitution)、不正利得の吐出し(disgorgement)、差止命令の対象となる可能性がある。<br>【2条f項(2)(A)～(C)】<br>※相互運用性・競争強化法案にも上記と同一の規定あり。 | • 違反者は、以下のいずれか大きいほうを上限とする民事制裁金が課される。<br>①前年の米国内売上高の15%<br>②違法行為期間中の対象事業分野における米国内売上高の30%<br>【2条f項(1)】 | • 違反者は、違反行為期間中の米国内の売上高の15%を超えない範囲で民事制裁金が課される。<br>【2条g項(1)】<br>• 違反者は、違反行為の差止命令の対象となる可能性【2条g項(2)】<br>※オープン・アプリ・マーケッツ法案には、執行当局は、同法の執行については、クレイトン法又はFTC法に規定されているのと同一の権限をもって行うことができる旨の規定【5条a項(1)】があり、執行当局は、民事制裁金や、行為の差止め等を求め訴えの提起が可能。 |

# 違反に対する措置②（構造的措置）



**□ 欧米で現在提出されている法案には、事業売却等の構造的措置が含まれるものがある。**

| | EU<br>DMA | ドイツ<br>競争制限禁止法 | 米国<br>選択・イノベーション法案（下院） | 米国<br>プラットフォーム独占根絶法案（下院） | 米国<br>イノベーション・選択法案等(上院) |
|---|---|---|---|---|---|
| **構造的措置** | • 欧州委員会は、市場調査の結果、ゲートキーパーが５条又は６条の義務に組織的に違反し、かつ、そのゲートキーパーとしての地位を強化又は拡大していることが認められた場合、行動的措置又は構造的措置（事業売却を含む。）を課すことができる【16条】。 | — | • 対象プラットフォームが複数の事業を同時に運営していることに関連する利益相反から本法違反が生じていると判断した場合、裁判所は、当該利益相反を生じさせている事業の分割を要求することを検討する【2条f項(2)(D)】。 | • 以下のような事業分野を所有、管理又は当該事業分野と利害関係を持つことを禁止<br>①対象プラットフォームが製品又はサービスの販売又は提供のために対象プラットフォームを利用するような事業【2条a項(1)】<br>②対象プラットフォームが、アクセス条件又は対象プラットフォーム上でのビジネスユーザーの製品、サービスの優先的な地位又は配置の条件として、対象プラットフォームがビジネスユーザーに対して提供する製品、サービスの購入又は利用を要求しているような事業【2条a項(2)】<br>③プラットフォーム以外の事業や対象プラットフォームが、事業競争相手の事業者の製品、サービス、又は事業ラインよりも対象プラットフォームのものを有利にしたり、競争相手の事業者等を排除又は不利にするような事業【2条a条(3)】 | — |